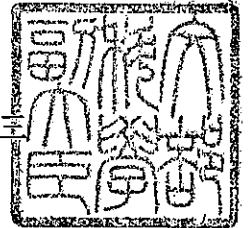


24受文科人第128号  
平成24年8月3日

各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
各大学共同利用機関法人の長  
国立教育政策研究所長  
科学技術政策研究所長  
日本学士院長  
水戸原子力事務所長 殿  
日本芸術院長  
文部科学省各独立行政法人の長  
各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

文部科学副大臣  
奥村 展三



(印影印刷)

### 全国戦没者追悼式の実施について (通知)

このことについて、厚生労働事務次官から別紙のとおり通知がありました。  
については、貴機関及び貴管下の学校その他の施設にあつては、この通知の趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。  
なお、都道府県教育委員会にあつては、域内の市町村教育委員会に対し御周知方よろしく願います。

(連絡先)

大臣官房人事課総務班総務係

TEL 03-5253-4111 (代表)

[内線] 2124, 2121

大

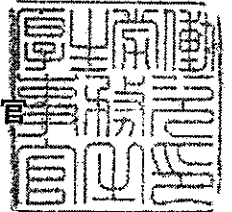


厚生労働省発社援 0703 第 2 号

平成 24 年 7 月 3 日

文部科学事務次官 殿

厚生労働事務次官



### 全国戦没者追悼式の実施について

標記については、昭和57年4月13日の閣議決定「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に基づき、先の大戦での全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠を捧げるとともに平和を祈念するため、8月15日に政府主催により実施いたします。

つきましては、昨年同様この式典の趣旨を十分理解いただき、この式典が全国民の心からなる協力により国を挙げての行事となりますよう、その趣旨の普及、それぞれの職場における行事参加等について、特段の御配意をいただきたくお願い申し上げます。

なお、式典当日、それぞれの場所において、正午には1分間の黙とうが行われますよう、また、当日は貴管下各機関に半旗が掲揚されますようお願いいたします。

## 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和57年4月13日  
閣議決定〕

### 1 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

### 2 期日

毎年8月15日とする。

### 3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

---

### 別紙

#### 全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。